

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表 （令和4年度）

1. 認定の日付

2022年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

長瀬産業株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

2022年4月1日～2027年3月31日

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

長瀬グループの保有する顧客・購買行動などの情報資源を社会・顧客の課題解決により一層役立てるため、グループとしてのシステム・データ連携を踏まえたデジタルマーケティングプラットフォームを構築し、卸売業として従来のモノ売り・仲介ビジネスから、リアルとデジタルを組み合わせた課題解決ビジネスへの転換を推し進める。

具体的には、グループの業務システム及びCRMなどを刷新し、またサプライヤーなど外部とのデータ連携を行いながら、新たに構築するデータ分析基盤上で顧客属性・購買行動・商品情報などのデータを分析することで、顧客ニーズを迅速に把握・検討する仕組みを実現する。

この仕組みをベースに先端的なデジタルマーケティングチャンネルを運用することで、世界中に点在する潜在顧客を効率的に把握し早期にアプローチすることを可能とし、新規顧客獲得と既存顧客管理のデュアルファネルのマーケティングを実施する。

令和4年度においては、デジタルマーケティングプラットフォームのシステム開発への投資を行い、2023年3月より運用を開始した。当初の事業運用開始予定は2022年8月だったが、要件定義の期間の追加及びコスト削減を目的としたベンダー再選定により、実際の運用は2023年3月となった。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和8年度（2026年度）において、デジタルマーケティングチャンネルを通じた売上高伸び率（令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの期間における伸び率）が、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間における各種商品卸売業にかかる業種売上高伸び率を5%ポイント以上向上していることを目標としている。

令和4年度においては、期末近くからの運用開始であったため、本デジタルマーケティングプラットフォームに直接起因する売上は限定的であり、令和5年度より改めて売上高伸び率の計測を予定している。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上としては、令和 8 年度（2026 年度）において、財務内容の健全性の判定における有利子負債は生じない見込みであり、また、経常収支比率は 103%となる予定である。

令和 4 年度において、期末に有している借入金は概ね 2026 年度までに返済予定であり、当年度における経常収支比率は 98.8%を予定している。

(4) 実施した事業適応計画の内容

令和 4 年度においては、デジタルマーケティングプラットフォームの運用を開始し、DX 減税制度の適用を受けた。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 認定事業適応事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。
2. 認定事業適応計画の実施状況は、この公表の時までに実施された事業適応に係る事業の達成状況及び数値目標の達成状況（認定事業適応計画に記載したものをを用いる。）を記載する。